

## 再雇用規程

### 第1条 (目的)

この規程は、定年退職者の豊富な職務経験や専門的な知識を活用するために実施する継続雇用に関して、その運用等の基本的な事項を定めることにより、定年退職者の生活の安定を図ることを目的とする。

- 2 その規程に定めのない事項については、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律、労働基準法およびその他関連法令の定めるところによる。

### 第2条 (適用範囲)

この規程は、定年年齢まで勤務した職員及び無期契約職員（嘱託職員、契約職員、パートタイム職員は除く。）に適用する。

### 第3条 (事前通知)

協会は、職員及び無期契約職員が満60歳に達した日（誕生日）の属する月の末日の6ヶ月前までに、満60歳定年退職時において、次条第1項の基準に該当することが見込まれること、または基準に該当しないことを事前に通知する。

### 第4条 (継続雇用の対象者)

定年退職は満60歳とし、定年に達した日（誕生日）の属する月の末日をもって定年退職日とする。ただし、本人が引き続き勤務することを希望し、解雇事由又は退職事由に該当しない者であって、高年齢者雇用安定法一部改正法附則第3項に基づきなお効力を有することとされる改正前の高年齢者雇用安定法第9条第2項に基づく労使協定の定めるところにより、次の各号に掲げる基準（以下「基準」という。）をすべて満たした者については、満65歳の誕生日の属する月の末日まで継続雇用し、基準のいずれかを満たさない者については、基準の適用年齢の誕生日の属する月の末日まで継続雇用する。

- ① 定年退職後も協会で勤務に精勤する意欲のある者
  - ② 継続して勤続5年以上の者
  - ③ 過去5年間の勤務評価の結果が各年において著しく悪くない者
  - ④ 過去5年間に出勤停止以上の懲戒処分を受けていない者
  - ⑤ 退職前1年以内の定期健康診断を受け、又は協会が承認する医療機関による健康診断書により、要注意以上の所見が含まれていない者
  - ⑥ 自宅もしくは自己の用意する住居より通勤可能である者
- 2 前項の場合において、次の表の左欄に掲げる期間における当該基準の適用については、同表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる年齢以上の者を対象に行なうものとする。

適用期間の区分	基準の適用年齢
平成25年4月1日から平成28年3月31日まで	61歳
平成28年4月1日から平成31年3月31日まで	62歳

平成 31 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで	63 歳
平成 34 年 4 月 1 日から平成 37 年 3 月 31 日まで	64 歳

- 3 前条により基準に該当することが見込まれるとして事前通知を受けた者が、満 60 歳定年退職時において基準を満たさなくなったときは、基準の適用年齢以後の継続雇用の対象者とはしない。
- 4 前第 1 項及び第 2 項に該当しない場合でも、協会が特別に必要と認めたときは継続雇用することがある。

#### 第 5 条 (継続雇用の申し出)

第 3 条により基準に該当することが見込まれるとして事前通知を受けた者で、継続雇用の適用を受けようと希望する者は、満 60 歳に達した日（誕生日）の属する月の末日の 3 ヶ月前までに協会に申し出なければならない。

#### 第 6 条 (勤務形態)

勤務形態は次に掲げるものの中で、定年時の本人の能力・技能・経験、及び健康状態、そして本人の希望等を勘案して協会が決定する。

- ① 日給または月給のフルタイム勤務
- ② 日給または時間給のパートタイム勤務

#### 第 7 条 (労働契約期間の原則)

労働契約期間は、原則として 1 年間とする。

#### 第 8 条 (労働日及び労働時間)

労働日及び労働時間は、本人の能力・技能・経験、及び健康状態などを総合的に勘案して個別に決定する。

#### 第 9 条 (給与)

給与は、勤務形態、本人の能力・技能・経験、及び健康状態などを総合的に勘案して個別に決定する。

- 2 賞与及び退職金は支給しない。

#### 第 10 条 (役職者の再雇用の取扱い)

定年退職時において役職を任命されていたものは、定年退職日をもって役職は終了するものとし、再雇用後に役職は引き継がないものとする。但し、協会が特に必要と認めたときは、役職を継続して任命することがある。

#### 第 11 条 (継続雇用後の業務)

継続雇用後の業務は、定年時の業務を原則とするが、協会の事情を考慮してその都度個別に決定する。

- 2 前項の継続雇用後の業務は、協会の事情を考慮して、契約期間の途中においても変更することがある。

## 第 12 条 (契約の更新)

第 4 条第 1 項の基準をすべて満たして、第 4 条第 2 項の基準の適用年齢以降において継続雇用された者が、次の契約の更新時において、第 4 条第 1 項の第 3 号から第 6 号のいずれかを満たさない者については、契約の更新は行わない。ただし、基準を満たさない場合であっても、協会が特別に必要と認めたときは契約の更新を行なうことがある。

- 2 前項の契約更新の有無は、契約終了 2 ヶ月前までに事前に通知する。
- 3 前項により契約更新の対象に該当するとして通知を受けた者で、更新を希望する者は、契約期間が終了する 1 ヶ月前までに、協会に申し出なければならない。
- 4 契約更新後の労働日・労働時間、及び賃金などの労働条件は、更新時における能力・技能・実績、及び健康状態などを総合的に勘案して個別に決定する。

## 第 13 条 (退職および解雇)

退職および解雇は、労働契約書及び就業規則の退職、解雇、ならびに懲戒の定めによるものとする。

## 第 14 条 (細則)

この規程の実施に関しては必要な事項は、理事長が定める。

附則 この規程は平成 22 年 4 月 1 日より施行する。

附則 この規程は平成 25 年 4 月 1 日より施行する。